

全員協議会 会議録（要点筆記）

令和3年11月9日
午後 1時30分 開会
午後 2時15分 閉会
場所： 全員協議会室

【報告案件】

1. 3か年実施計画について

山田幸企画部長：資料に基づき説明

中川健一議員：概略は説明いただいて、理解しましたので、少し、細かい点についてお聞きします。1点目、資料4ページ、扶助費について、令和4年は微増、令和5年から大幅増となっています。前榊原市長の市政と比較し、5億円程度増額となっている主な要因を教えてください。

山田幸企画部長：福祉の窓口における相談も増えておりまして、生活保護費の増が主な要因と考えています。

中川健一議員：（計画の）中身を見てみると、学童保育の充実やファミリーサポート制度の無料券配付の記載がありましたので、その辺が増額の要因かとも思っていたのですが、それよりも生活保護の増額が大きかったということですか。

山田幸企画部長：ファミリーサポート事業の事業費を見ていただくと、480万円程度であり、割合として大きくありません。

中川健一議員：学童保育はどうですか。計画では1億円計上されています。

山田幸企画部長：放課後児童クラブ（学童保育）は、令和4年度の空調整備、少しお待ちください。

中川健一議員：11ページの放課後児童健全育成事業では、毎年3億円近くが計上され「公約」との記載もありますので、この辺りが要因ではありませんか。

山田幸企画部長：確認し、後ほどご説明します。

中川健一議員：2点目として、4ページ、物件費が令和4年から増えています。先ほど説明のあったJR高架が要因か、その他の別の要因があるのか、を教えてください。

山田幸企画部長：建設事業等、そういった要素はあると思います。

渡邊昭司議長：明確な答弁をお願いします。

中川健一議員：あまりにも説明が簡単ですので、その辺の背景がわかるようにご説明いただきたい。金額の増は資料でわかるので、増額の背景を教えてください。

山田幸企画部長：内訳は後ほどご説明します。

中川健一議員：3点目として、4ページの政策投資経費と3ページの市債について、いよいよ令和4年度から、過去の半田市の例にあったように市債が大幅に増額していくのですが、この点については、前榊原市長時代にJR高架事業が決まっていたことなどから、たまたま、令和4年度から増額となったのか、久世市政独自の要因があるのか、を教えてください。

山田幸企画部長：久世市政に変わったためではなく、公共施設の更新などのビッグプロジェクト進行の時期であったということです。

2. 公共工事の予定価格事前公表の実施について

坂元照幸総務部長：資料に基づき説明

新美保博議員：12月1日から実施することのことが、今、実施する必要性について疑義がある。数年前まで半田市で行っていたものを公表しないことに変更し、また元に戻す。何のために戻すのか、と考えた時に、資料にもある、今年度生じた職員の処分に起因しているのか、しかし、入札に関しての処分ではなかったはずであるから、1点目として何が変更の理由かを教えてください。2点目として、今変更するなら、なぜもっと早く実施しなかったのか、県内の多くの市が実施している中で、半田市も変更した方が良いという意見もありながら、半田市は変更してこなかった経緯がある。なぜ、変更しなかったのか、今、年度の途中で変更するのはなぜか。教えてください。

坂元照幸総務部長：まず変える理由について、ご指摘のとおり平成24年7月までは事前公表をしていました。当時は景気もあまり芳しくなく、ダンピング、不当廉売というものが行われている頃で最低制限価格を復活させることでダンピングを抑制しようとする改正を行いました。予定価格を公表すると最低制限価格も類推されることから、最低制限価格の復活を景気に予定価格の公表を取りやめた経緯がありました。今回、変える理由ですが、今年の初めに、職員による入札談合関与行為があったとして処分がされたことをきっかけがあり、庁内でどうしたらこのような不正行為を防ぐことができるか等を協議したところ、事業者との接触をより軽減し、事業者からの働きかけを防止することにこの予定価格の事前公表が有効であると判断し、予定価格の事前公表制度を採用することとしたものです。実施が県内37市の中で遅い、今となった理由については、国の公共工事は予定価格の事前公表を行っていない、そういった国の方針を勘案し、また、お配りした資料に実施にかかる懸念事項の記載がありますが、懸念事項は逆に言えば公表しないことのメリットとも認識していたことから公表しないこととしてきました。今回、職員による入札談合行為への関与に伴う処分があり、懸念事項への対策をしっかりとつつ、公表する判断に至ったものです。

新美保博議員：春先にあった事件について、入札談合等への関与があったとするなら、以前、それが（入札談合等への関与）事実なら、双方が処罰されるべきだと話した時に市側は相手側については不明のため処罰されないとの話であった。であるならば、（職員が）談合行為に関与したという事実はないことになる。実証されていない。職員の自己申告による処分がなされたが、先ほど総務部長が説明したメリットを捨ててまで実施しなければいけないことなのか。やること自体に反対するものではないが、やるのであれば、もっときちんと作戦を練って、万全の体制で臨むべきだと言っている。現状、熟慮された計画とは言えない、もう少し練り直すことが必要と考えるが、副市長はどう考えているか。

山本卓美副市長：予定価格を事前公表としたときに、最低制限価格ギリギリまで応札額が落ちることはまず起こらないと考えています。と言いますのは、平成16年から平成24年までの9年間、事前公表を行ってましたが、概ね事後公表と同じような落札率で推移しています。言うことは、最低制限価格を狙っての応札ではなく、事業者が適正に積算した結果で応札してくると思いますので、事前公表が落札率に大きく影響するとは考えていません。資料の①のように、

高止まりするような事象があれば再考しますが、過去の例からしても半田市ではそういったことは起こらないであろうと考えています。今回の不祥事を契機に入札制度全般を見直す中で

（予定価格の）事前公表に踏み切ることにについては、何ら、問題はないものと考えています。今、この時期の見直しについても、入札制度全般の見直しを行う中で、小規模工事の発注については大きな見直しを行いました。加えてこの入札制度全般についても職員でプロジェクトチームを組んで議論をした上での結論です。事前公表を行うことで、事業者との接触が減るなど、大きなメリットがあると考えています。熟慮を重ねた結果、変更することとしたものです。

新美保博議員：資料に（事前公表により）建設業者及び発注者双方の負担軽減が図られるとあるが、ここで言う「負担軽減」とは何を指すのか。見積もることは事業者の仕事で設計者としても設計することが仕事である。

坂元照幸総務部長：予定価格を事前公表することで、不調、予定価格を超える再入札がなくなります。また、予定価格を見て、受注を諦め事前に辞退が可能となるなど、再入札にかかる手間がなくなることへの負担軽減ということです。

中川健一議員：説明資料が少しわかりづらい。何がわかりづらいかと言いますと、理由の2、入札にかかる透明性の確保に資する、建設業者の積算業務にかかる負担軽減が図られるなど当たり前のことが挙げられています。平成24年6月27日の全員協議会で最低制限価格制度の運用再開について、として説明を受けています。その時は今と反対の説明を受けています。低入札で入札した業者がいて揉めた結果、最低制限価格制度の運用を再開したのです。ですので、今回の説明としては、平成24年に変えた制度をまた変える理由についてポイントを絞って説明をしてください。両方の制度を適用できる中で、今回、こちらに変更する理由が配付資料ではわかりづらいので、補足説明をお願いします。私はどちらの制度が良いのか、わかりかねます。事前公表が職員の不正防止に効果的かもしれませんが、そもそも、価格漏洩は違法で、そのために職員に対し法令遵守の研修を行ったわけです。やり方を変える最大の理由は何か。その点をかみ砕いて説明してください。

坂元照幸総務部長：前回平成24年7月には事前公表をやめることで事前に（予定価格を）探ろうとする建設事業者からの不正な働きかけにかかる懸念事項がありましたが、研修を行うことでそれを防ぐことができると考え実施しました。しかしながら、今回、こういった事件が起ってしまったので、不正行為に繋がる環境をなくしたい、ということで変えたいとするものです。

中川健一議員：それでは、今回の制度改正は職員の情報漏洩が最大の問題で、その最大の解決策が予定価格の事前公表という理解でよろしいですか。そうすると、制度改正に伴い生じ得るデメリットについてどのように考えていますか。

坂元照幸総務部長：デメリットは資料の「懸念事項」として挙げている高止まり、最低制限価格に集中するなどがあります。その点については、落札率を注視し、生じた場合は、（制度の）見直しの検討を行います。

中川健一議員：確認です。今回の制度改正の最大の目的は職員の不正行為防止という理解でよろしいですか。

坂元照幸総務部長：端的に言えば、それが一番の理由となります。

午後 2時15分 閉会